

# 令和6年第2回中泊町議会 定例会会議録目次

## 第1号（6月3日）

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
出席説明員	2
職務のため出席した事務局職員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定について	4
日程第4 報告第4号から日程第16 議案第41号まで	4
・報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 （令和5年度中泊町一般会計補正予算第12号について）	
・報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 （中泊町税条例等の一部改正について）	
・報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 （中泊町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について）	
・報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 （中泊町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について）	
・報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 （令和6年度中泊町一般会計補正予算第1号について）	
・報告第9号 令和5年度中泊町一般会計繰越明許費繰越計算書について	
・議案第35号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について	
・議案第36号 中泊町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	

- ・議案第 37 号 令和 6 年度中泊町一般会計補正予算第 2 号について
- ・議案第 38 号 令和 6 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号について
- ・議案第 39 号 令和 6 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号について
- ・議案第 40 号 令和 6 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 1 号について
- ・議案第 41 号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について

散会の宣告 ..... 8

## 第 2 号 (6月6日)

議事日程 .....	9
出席議員 .....	9
欠席議員 .....	9
出席説明員 .....	9
職務のため出席した事務局職員 .....	10
開議の宣告 .....	11
日程第 1 一般質問 .....	11
5 番 塚本悦子議員 .....	11
1 番 鈴木長一郎議員 .....	14
6 番 荒関富雄議員 .....	16
散会の宣告 .....	20

## 第 3 号 (6月7日)

議事日程 .....	23
出席議員 .....	24
欠席議員 .....	24
出席説明員 .....	24
職務のため出席した事務局職員 .....	24
開議の宣告 .....	26

日程第1	報告第4号	……………	26
	・報告第4号	専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和5年度中泊町一般会計補正予算第12号について)	
日程第2	報告第5号	……………	28
	・報告第5号	専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (中泊町税条例等の一部改正について)	
日程第3	報告第6号	……………	29
	・報告第6号	専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (中泊町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について)	
日程第4	報告第7号	……………	30
	・報告第7号	専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (中泊町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について)	
日程第5	報告第8号	……………	31
	・報告第8号	専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和6年度中泊町一般会計補正予算第1号について)	
日程第6	議案第35号	……………	33
	・議案第35号	中泊町国民健康保険税条例の一部改正について	
日程第7	議案第36号	……………	34
	・議案第36号	中泊町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	
日程第8	議案第37号	……………	37
	・議案第37号	令和6年度中泊町一般会計補正予算第2号について	
日程第9	議案第38号	……………	41
	・議案第38号	令和6年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号について	
日程第10	議案第39号	……………	42
	・議案第39号	令和6年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号について	

日程第1 1	議案第4 0号	4 3
	・議案第4 0号 令和6年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号について	
日程第1 2	議案第4 1号	4 4
	・議案第4 1号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森 県市町村総合事務組合同規約の変更について	
日程第1 3	次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について	4 5
発言の訂正		4 6
閉会の宣告		4 6
署 名		4 7

## 第2回中泊町議会定例会

令和 6年 6月 3日（月曜日）

### ○議事日程 第1号

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長提案理由の説明
- 4 報告第 4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
(令和5年度中泊町一般会計補正予算第12号について)
- 5 報告第 5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
(中泊町税条例等の一部改正について)
- 6 報告第 6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
(中泊町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について)
- 7 報告第 7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
(中泊町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について)
- 8 報告第 8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
(令和6年度中泊町一般会計補正予算第1号について)
- 9 報告第 9号 令和5年度中泊町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 10 議案第35号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について
- 11 議案第36号 中泊町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 12 議案第37号 令和6年度中泊町一般会計補正予算第2号について
- 13 議案第38号 令和6年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号について
- 14 議案第39号 令和6年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算

第1号について

- 15 議案第40号 令和6年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号について
- 16 議案第41号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

○出席議員（13名）

- |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 鈴木長一郎君 | 2番  | 田中洋君  |
| 3番  | 成田直人君  | 4番  | 秋元隆君  |
| 5番  | 塚本悦子君  | 6番  | 荒関富雄君 |
| 7番  | 秋田博君   | 8番  | 長利司君  |
| 9番  | 兵庫桂蔵君  | 10番 | 青山雅晴君 |
| 11番 | 沖崎勲君   | 12番 | 野上憲幸君 |
| 13番 | 川山光則君  |     |       |

○欠席議員（なし）

○出席説明員

- |          |        |
|----------|--------|
| 町長       | 濱舘豊光君  |
| 副町長      | 横野彰吾君  |
| 教育長      | 鈴木信也君  |
| 総務課長     | 下山貴子君  |
| 財政課長     | 三上晃瑠君  |
| 総合戦略課長   | 越野進一君  |
| 町民課長     | 木元剛君   |
| 福祉課長     | 長谷川朱子君 |
| 環境整備課長   | 鈴木輝文君  |
| 農政課長     | 古川幹人君  |
| 水産商工観光課長 | 山中哲哉君  |
| 小泊支所長    | 阿部弘喜君  |
| 教育課長     | 田中綾人君  |

税務会計課長  
上下水道課長

三上康栄君  
今芳文君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長  
総務課行政係  
議会事務局

長利香代子君  
白川隼君  
瓜田雅也君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、令和6年第2回中泊町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（川山光則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により7番、秋田博議員及び8番、長利司議員を指名します。

◎会期の決定について

○議長（川山光則君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。  
お諮りします。本定例会の会期は、別紙議会運営委員長からの報告のとおり、本日から6月7日までの5日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。  
したがって、本定例会の会期は本日から6月7日までの5日間に決定しました。

◎日程第4 報告第4号から日程第16 議案第41号  
まで

○議長（川山光則君） 日程第4、報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件から日程第16、議案第41号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてまでを一括して上程します。

町長に提案理由の説明を求めます。  
濱舘町長。

（町長 濱舘豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 令和6年第2回中泊町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、公私ご多用中の折にもかかわりませず、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今定例会に提出をいたしました議案は、条例改正や補正予算など合計13件であります。その概要を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

報告第4号は、令和5年度中泊町一般会計補正予算第12号であります。

地方譲与税等の確定及び繰越明許費の追加等により、所要の予算補正を要することから、専決処分をさせていただきましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第5号は、中泊町税条例等の一部改正についてであります。

地方税法等の一部改正に伴い、条文の整備を要するため専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第6号は、中泊町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてであります。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、条文の整備を要するため専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第7号は、中泊町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてであります。

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、条文の整備を要するため専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第8号は、令和6年度中泊町一般会計補正予算第1号であります。

電算事務対策費不足のため、所要の予算補正を要することから、専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第9号は、令和5年度中泊町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

令和5年度一般会計予算のうち、年度内に事業の完了ができなかつ

たマイナンバー制度対応事業等の6事業について、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので報告するものであります。

議案第35号は、中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

国民健康保険法施行令の一部改正及び保険税の一時的な減税に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第36号は、中泊町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてであります。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、中泊町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正するものであります。

議案第37号は、令和6年度中泊町一般会計補正予算第2号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも2億2,487万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億3,873万2,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、総務費に、令和8年度から10年間の計画期間となる町の最上位計画である第3次中泊町長期総合計画等の策定事業費、当町への移住者を対象とする空き家利活用促進事業費、国の新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として、減税しきれないと見込まれる方への調整給付事業費。

民生費に、令和6年度に新たに対象となった住民税均等割非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯への給付と子育て世帯へ加算給付する令和6年度価格高騰重点支援事業費。

衛生費に、令和6年度から原則65歳以上を対象とした新型コロナウイルスワクチン任意予防接種に係る事業費。

教育費に、教員の働き方改革にあたり、ICT活用による業務改善のための統合型校務支援システム導入等に係る学校ICT整備事業費を計上したほか、人事異動等に伴う職員人件費の所要額をそれぞれ計上いたしております。

歳入につきましては、歳出の関連において、国庫支出金、県支出金、

合併振興基金等を計上いたしております。

議案第38号は、令和6年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてであります。

事業勘定の補正額は、歳入歳出とも73万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億8,923万円とするものであります。

補正する歳出は、職員人件費及びシステム改修に要する委託料であります。

歳入につきましては、歳出との関連において、国庫支出金及び一般会計繰入金を計上いたしております。

診療施設勘定の補正額は、歳入歳出とも12万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億8,015万4,000円とするものであります。

補正する歳出は、職員人件費及び物件委託料を計上し、歳入は受託事業収入を計上いたしております。

議案第39号は、令和6年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号についてであります。

介護認定車の再リース契約を締結するため、債務負担行為を追加設定いたしております。

議案第40号は、令和6年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号についてであります。

収益的支出について、既決予算額に64万3,000円を追加し、予算総額を2億9,270万6,000円とするものであります。

補正する支出は、職員人件費を計上いたしております。

議案第41号は、青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてであります。

青森県市町村総合事務組合の市町村税等の滞納整理に関する事務に森林環境税に係る徴収金を加えるため規約を変更するものであります。

以上で、本議会定例会に提案をさせていただきました議案の説明とさせていただきますが、議事の進行に従い、ご質問に応じ詳細にご説明申し上げたいと存じます。

何卒、慎重ご審議のうえ、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。よろし

くお願いします。

◎散会の宣告

○議長（川山光則君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時11分

第2回中泊町議会定例会

令和 6年 6月 6日 (木曜日)

○議事日程 第2号

1 一般質問

○出席議員 (12名)

1番 鈴木 長一郎 君	2番 田中 洋 君
3番 成田 直人 君	4番 秋元 隆 君
5番 塚本 悦子 君	6番 荒関 富雄 君
7番 秋田 博 君	8番 長利 司 君
9番 兵庫 桂蔵 君	10番 青山 雅晴 君
12番 野上 憲幸 君	13番 川山 光則 君

○欠席議員 (1名)

11番 沖崎 勲 君

○出席説明員

副 町 長	横野 彰吾 君
教 育 長	鈴木 信也 君
総 務 課 長	下山 貴子 君
財 政 課 長	三上 晃瑠 君
総合戦略課長 補佐	鎌田 知美 君
町 民 課 長	木元 剛 君
福 祉 課 長	長谷川 朱子 君
環境整備課長	鈴木 輝文 君
農 政 課 長	古川 幹人 君
水産商工観光 課長	山中 哲哉 君
小泊支所長	阿部 弘喜 君
教 育 課 長	田中 綾人 君
税務会計課長	三上 康栄 君

上下水道課長

今 芳 文 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長

長 利 香代子 君

総務課 行政係

白 川 隼 君

議会事務局

瓜 田 雅 也 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） 開会前に報告があります。本日、濱館町長及び越野総合戦略課長が諸事情により欠席となります。なお、越野総合戦略課長の代わりに鎌田総合戦略課長補佐が出席する申出がありましたので、これを許可したことをご報告します。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（川山光則君） 日程第1、一般質問を行います。

5番、塚本議員の質問を許可します。

（5番 塚本悦子君登壇）

○5番（塚本悦子君） 議席5番、塚本悦子でございます。議長の許可を得て、通告に従い質問させていただきます。

カスタマーハラスメント問題の対応についてであります。企業や自治体に対し理不尽な要求をするカスタマーハラスメントは、近年とみに大きな社会問題となっております。厚労省では、職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会で、2019年3月30日に報告表を公表し、その中で初めてカスハラという用語が公式に用いられました。企業や行政の業務を担っている社員や職員が様々な場面でお客対応に疲弊して、組織の運営に支障が出てきております。

全国の自治体でも早速対応策を取り始めてきました。一例を挙げますと、札幌市では2023年12月28日、カスハラ防止啓発の取組として、どのような行為がカスハラに当たるか市民に知ってもらうため、市役所内にカスハラ防止啓発ポスターを掲示し、2024年1月から通話の録音を開始しました。また、名取市では2024年4月、職員の名札を名字だけに変え、また県内でも名札変更などの自治体も出てきております。東京都は、カスハラ防止条例を検討しており、我が町でも例外ではないと思います。

行政サービスを行う上で、住民からの困り事、苦情などいろいろあります。しかし、当該個人だけの要望を満たすことだけが目的ではあ

りません。広域実現や公平性の確保を行わなければなりません。

このような中において、職員は地方自治の本旨を担う仕事に対する誇りと住民対応の技術の両面を備えていることが求められています。もしも限られた人員で業務をこなしていく中でカスハラを受け、心身を害したならば、まさに受難であります。そういうことが起こらないよう、上司の率先垂範が大事だと思います。

以上の事柄を踏まえ、まず1として町の現状、2、職場環境づくり、3、職員のサポート、4、町民への対応策はどのように考えているのかお聞かせ願います。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 塚本議員の質問に対する答弁を求めます。

横野副町長。

（副町長 横野彰吾君登壇）

○副町長（横野彰吾君） 塚本議員の顧客ハラスメント問題の対応についてをお答えいたします。

近年顧客ハラスメントが社会問題化し、先ほど議員おっしゃるとおり、東京都は全国初となる民、官を対象とした防止条例の制定に乗り出すなど、自治体においても対策が検討されております。

顧客ハラスメントは、利用者による度を越えたクレームや要求のことで、その事例としましては暴言、時間拘束、過度な要求、SNSでの誹謗中傷などがあり、これらは従業員に対し大きなストレスを与えるほか、業務効率を低下させる可能性があります。

民間では、厚生労働省が定めるガイドラインに沿った顧客ハラスメント政策を講じるなど、たとえお客様であったとしても度を越えたクレーマーに対しましては、組織として毅然と対応しているところもあると認識しております。

しかし、行政は基本的に住民の声を聞き、一人一人に丁寧に寄り添うべきであるという考え方があり、住民のクレームなどに対し、我慢するものという意識が根強くあります。

自治体側の説明不足などで不満を与えてしまうことなどを要因とする訴え、また不当な顧客ハラスメントのこの線引きに苦慮しているのも実情であります。

今般総務課が行った役場内各所属への顧客ハラスメントの実

態調査では、暴力、脅迫、土下座強要など悪質なクレーム行為はありませんでしたが、大声での威圧的な言動、長時間の対応、不当・理不尽な要求、アクリル板を殴打などの行為があり、対応した職員が時間をかけて住民が納得するまで説明を行ったことで、行為がエスカレートする前に解決したという報告を受けております。

ご意見やご要望など住民の声に対しては丁寧に対応しながらも、悪質な行為に対しては、1人ではなく複数人で対応する、1人で判断せずに上司に相談する、安易に相手の要求に応じない、役場全体で情報を共有する、そして業務妨害や暴力行為に発展しそうな場合はちゅうちょせず警察に通報するなど毅然とした態度で臨んでまいりたいと思っております。

今後は、国、県などの動向を見ながら、職場研修、対応マニュアル作成などの対策を講じることで、職員の安全、安心な職場で、住民が安心して利用できる環境を整えてまいります。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 答弁が終わりました。再質問ありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） ただいまご説明、答弁ありがとうございました。やはりこれまでにちょっと悪質なようなものもあったようで、その職員の対応に安心いたしました。大変これは難しいことで、カスタマーハラスメントということは非常に難しいことなのです。

東洋大学の桐生正幸教授は、パワハラ、それからセクハラは少なくなったけれども、カスハラは非常に増加しているということで、隠してはいるけれども、やはりあるのだなと。あんまり大きくは出ないけれども、職員も頑張って対応しているのだなと、それを感じました。

これからもぜひ、その教授によると、やはり45歳から49歳までが多いと言っております。今では、その場で暴力とかあると警察に報告することはできるけれども、延々と討論だけでやっているのは、これは大変難しい、そういう対応できるようにみんなで助け合っていかなければいけないかなと思っております。

先日、朝日新聞に「カスハラ横行、廃業も」とありました。客から著しい迷惑行為が原因で閉店した老舗銭湯やラーメン店、国は対策強化検討とありました。やはり一度怒りの導火線に火がついてしまえば

火は燃え上がり、鎮火させるのは面倒です。いかにうまく対応できるかがとても難しいと思います。例えば専門知識をひけらかす住民に対しての対応や、また困難な住民対応を行った後は、どうしても精神的に辛さが残ることだと思っています。職場の同僚と感情を共有してガス抜きをする環境を整えて、ストレスや鬱になるようなことは絶対ないようにしなければいけないと思います。

我が町でも意識を高めるために、どこよりも早くポスターなどを庁舎内に掲示して、準備して、中泊町の住民と一丸となって、カスハラのない職場、楽しく働きやすい場所中泊町をスローガンとして目指すことを強く願って質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川山光則君） これをもちまして塚本議員の質問を終了します。

次に、1番、鈴木議員の質問を許可します。

（1番 鈴木長一郎君登壇）

○1番（鈴木長一郎君） ただいま議長のお許しを得ましたので、通告書に基づき質問させていただきます。

質問内容としては、中泊町の農業経営の将来についてでございます。現在町の農業経営は、家族経営など小中規模農家が多く、1人が倒れば経営が不可能になるリスクを抱えています。また、肥料高騰、高額な設備投資や担い手不足を抱えている農家にとっては、経営の危機に瀕している中、リタイアせざるを得ない農家が増えていくのではないのでしょうか。こうしたときに、受け手がなければ、遊休農地や耕作放棄地がますます増えていくことと思われまます。

これまで町では、十三湖地区の圃場整備をはじめ、農地中間管理機構関連事業の圃場整備などを行ってきましたが、無駄になってしまうのではないのでしょうか。こうした状況を考えれば、何かの対策を講じる必要があるのではないかと思うが、町では将来に向けての対策などをどのように考えているのか伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（川山光則君） 鈴木議員の質問に対する答弁を求めます。

横野副町長。

（副町長 横野彰吾君登壇）

○副町長（横野彰吾君） 鈴木議員ご質問の中泊町の農業経営の将来についてをお答えいたします。

町では、議員ご存じのとおり農業経営の基礎となる圃場整備に取り組んでおり、十三湖地区や農地中間管理機構関連事業の3地区の圃場整備など積極的に取り組んでおります。

また、整備した農地を有効利用するため、中里全地域を網羅できるGNSS基地局が整備されており、スマート農業が可能となったことで作業効率も向上されると期待しております。

現在、中泊町の農家数963戸のうち、3ヘクタール以下の農家が737戸と率にして76%を占めており、農業従事者の高齢化率が35%と急速に進むとともに、担い手不足などにより離農農家が増えていくことが推測されるため、その対策として令和2年3月に中泊町地域農業の未来に向けての提案書を提言しております。

こうした状況により、今後農業経営が困難となり、その農地を受ける農家も減少するため、いずれは農業用機械が整備されている大規模農家や農業法人等が所属する組織づくりを行い、受託農地をその組織内で継続して耕作するとともに、出し手農地を各地域に配分し、出し手農家を雇用して経営を行う、いわゆる400町歩プランの実現が近い将来必要になると考えられます。

また、認定農業者の会でも同様のプランを検討しているとのことであり、町としても内容を精査し、連携取りながら、当町の3,200ヘクタールの農地維持のため、今後さらに検討を進めるとともに、プランの実現に向け、関係各位と情報の共有、調整を行いながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 答弁が終わりました。再質問ありませんか。

鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） ご答弁ありがとうございました。町としても、ぜひ実現に向けて認定農業者の会や関係機関との連携を取りながら、早期実現に向けていただきたいと思っております。

また、今後普及すると思われまます農業用ドローンに関してなのですが、今現在、県のほうで事業として購入するに当たり、2分の1の助成がなされています。そして、免許取得にもそれが該当するようになっています。けれども、この農業ドローンの免許取得は結構高額なお金がかかるのです。そこで、できれば我が町独自の免許取得に

関する助成をしていただければ、これから農業をやる担い手、そして農業者に対してとても喜ばれるのではないかと私は思っています。ぜひ検討していただければと思います。よろしく申し上げます。答弁求めません。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川山光則君） これをもちまして鈴木議員の質問を終了します。

次に、6番、荒関議員の質問を許可します。

荒関議員。

（6番 荒関富雄君登壇）

○6番（荒関富雄君） ただいま議長のお許しがありましたので、通告書に従い産業振興についてお伺いいたします。

我が中泊町は、「大地の恵と海の幸」をスローガンに、1次産業をなりわいに持続可能なまちづくりを目指して20年に入りました。現在の農業と漁業の現状と、今後の施策と支援策を示していただきたいと思っております。と申しますのは、産業構造の中で、特に資材の高騰などをうまく価格転嫁できないのが今置かれている産業の現状でございます。

国の施策として、農業においては食料・農業・農村基本法が25年ぶりに改定される予定であります。それに伴い関係法律等の一部改正も提出されておりますので、その情報の提供などもよろしくお伺いいたします。

また、漁業については捕る漁業から作る漁業にと言われているが、我が町の施策と支援策について、現状、また将来についての施策がございましたらお示しいただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。答弁よろしくお伺いいたします。

○議長（川山光則君） 荒関議員の質問に対する答弁を求めます。

横野副町長。

（副町長 横野彰吾君登壇）

○副町長（横野彰吾君） 荒関議員ご質問の産業振興についてお答えいたします。

農業の施策について、これまで町では国、県の事業を活用しながら農業用機械導入、施設整備などを行っており、令和5年度については申請の7割以上が事業採択となっております。

そのほか農業に対する国の経済対策事業として、種子助成や各種支援を実施してまいりました。

また、議員ご存じのとおり、将来を見据えて農業の基礎となる圃場整備も実施しており、県においては令和6年度スマート農業機械導入に支援を実施することとしており、圃場の有効活用、効率化を図るため、申請については的確なアドバイスや助言を行っているところです。

先ほどの鈴木議員の答弁と重複しますが、現在町の小規模農家は76%を占めており、農業従事者の高齢化の加速や担い手不足に伴って発生する遊休農地、耕作放棄地の抑止や農業経営の安定化を図るため、令和2年3月に中泊町地域農業の未来に向けての提案書を提言しております。

今後大きな割合を占める小規模農家は、肥料、資材の高騰など経費の増大に伴って農業経営は厳しい状況となり、離農農家が増えていくと推測されております。

こうした状況下において、農業用機械等が整備されている大規模農家等が所属する組織づくりを行い、受託農地をその組織内で地域農家へ配分し、出し手農家の雇用を図り、継続して耕作する通称400町歩プランの実現が近い将来必要であると考えております。

町としても、当町の3,200ヘクタールの維持、存続のため、国、県をはじめとする関係機関と情報を共有しながら、土地改良環境をはじめとする各整備に取り組み、将来を見据えた農業経営にあらゆる方向から取り組んでまいりたいと考えております。

また、議員おっしゃってございました国の法改正についての情報は、随時情報発信したいと考えております。

次に、漁業についてであります。近年漁業を取り巻く情勢は、後継者不足やイカ、メバル等の主要魚種の不漁により、ピーク時の平成8年8,197トンあった漁獲量が令和5年には807トン、漁獲高においては平成8年28億5,200万円が7億7,300万円、両漁協組合員数は444名と半数となり、組合員の約6割が70歳以上で高齢化が進み、さらに追い打ちをかけ燃油等の物価高騰が続くなど、漁業経営は非常に厳しいものと認識しております。

このような状況を踏まえ、小泊地域のなりわいが漁業で成り立つよう、今までのような単に捕る漁業から育てる漁業として、企業版ふる

さと納税を活用したマツカワガレイの陸上養殖、少ない漁獲量に付加価値をつけ販売し、今まで出荷されなかった未利用魚を有効活用した新商品への開発を手がける中泊さかなプロダクツ協議会への支援を行っております。

さらに、年々組合員数及び漁獲量等の減少により厳しい経営状況が続いている両漁協に対しては、持続的な経営基盤強化を見据えた漁協の合併を推し進め、かつてのような漁村のにぎわいを復活させ、最終的には漁業所得が向上され、若い人たちが海で飯が食える、そういうふうな体制になれるよう、今後も引き続き国、県をはじめ両漁協、水産関係団体と連携して水産振興を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 答弁が終わりました。再質問ありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） ただいま答弁いただいたわけですが、農業についてはいろんな情報提供等、また令和2年にこういうプランの提案書を頂いております。そろそろこのプランの検証もしながら、これに向けての組織づくりの目標年度なども定めながら施策を支援していただかないと、農業においてもコストの削減がよく言われているのですが、これはちょっと古いデータですが、2021年、農水省の統計なのですが、全国平均では玄米1キロの生産費246円、いわゆる60キロ当たりでいけば原価で1万4,760円かかっていることになるのです。

では、現状の価格はどうなのか。価格転嫁がなかなかうまくいっていないのは、産業構造そのものに問題があると思います。ですので、国が支援し切れない部分、今までいろんな予算をかき集めながら、町でも農業者に対してご支援いただいているのは分かっておりますが、今後この物価高騰の中、資材費の高騰等を加味しながら、これからもご支援いただければと思います。

現状、毎年田んぼ行くと、友達がどんどんいなくなっていくのです。私たちと同じ年代層よりも、ちょっと上の年代層の人たちが一番主流で、農家数も多かった頃の主役の方々です。その方々が毎年減っていくのです。これには、現状のままでは当然歯止めもかけられないでしょうし、ですからそのためにいろいろな土地改良事業も行使しなが

ら、若い人たちに夢や希望を与えるスマート農業も我が町は進んでいると思っております。そこは評価しますが、これからも、今度は今現在残っている数少ない30代、40代の人たちに金かけて会議に出てもらって、若い人たちの意見を吸い上げていただきたいと思っております。今までは、数が多かったから何とか維持できたものだと思っております。これからも、確実に毎年毎年農業者は減っていくでしょう。そうすれば、我が町が農村だと言えるのか、漁村だと言えるのか。20年前に掲げたスローガンがただのスローガンで終わってしまうのではないかと危惧しております。そこら辺、確実に持続可能な社会を実現していただくには、いろんな今はやりのカーボンニュートラルとか、そういうのも必要でしょう。ですが、現実的に今ここで、現場で働いている人たちをどこかで助けていかないと、それが持続可能なものにならないと私は考えておりますので、今後の町の施策及び支援策には大いに期待するものであります。何とか持続可能な農業、漁業が続けられるような施策、支援策がございましたらご披露願いたいと思っております。答弁願います。

○議長（川山光則君） 古川農政課長。

○農政課長（古川幹人君） 荒関議員のご質問にお答えします。

今答弁したとおり、将来に向けての組織づくりということで、離農農家はだんだん増えていくと、それはもう完全に目に見えてきている。ただ、農地は残ります。その農地をどうやって耕作していくか。それを耕作するには小規模な農家というのは、やっぱり継続は無理です。今現在ある数10町歩を耕作している農家がそれを補うしかないというのが400町歩プランの原点だと思っておりますので、引き続き認定農業者の会と綿密に協議を重ねながら、事業に向けて進みたいとは思っておりますけれども、なかなか課題が多いというのも現状です。そこについては、ここ1、2年ではなかなか解決できない問題であり、数年を見据えた取組をしていきたいと思っております。

また、若手の農家を取り入れて意見を聞いたかどうかということでもありますけれども、また認定農業者の会の話になりますけれども、そちらのほうに誘導して、役員のほうに就いていただいて活発な意見をいただいているのが現状でございます。

以上です。

○議長（川山光則君） 山中水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（山中哲哉君） 私のほうから漁業の持続可能なということで、現在さかなプロダクツとかいろいろ、まず販路を広げ、これ販売に躍進して、あとマツカワガレイの養殖にも携わっているわけでございます。

ただ、漁業というよりも、小泊地域、海、これをやっぱり資源と考え、レジャーとか最近海釣りとか、そういうものも非常に盛んで、多くのお客様が見えています。こういうものを取り入れて、若い人たちが今何考えているのか、一緒にこれを考えていきたいと思っております。それが、若手の方々がここの場に、まず地域に残っていく施策、これを一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川山光則君） 答弁終わりました。再々質問ありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 農業問題については、これからやっぱり農業の後継者の育成、これを掲げていますけれども、これはずっと長年の問題でありまして、喫緊に今、大体集落にもう5、6人しかいなくなっているのです。これが現状です。その現状を見据え、覚悟を持って今後施策に従事していただきたい。

また、漁業については、確かにいろんな県の予算等を利用しながら、マツカワガレイの養殖などにも取り組んではいますけれども、一体漁業の若手も何人いるのかと。そうしたら、もっと手厚い支援をして、もうここは残すのだと。そうしなければ、この町にこれからも、まだいわゆる児童生徒と言われる子供たちがおりますけれども、それが地元に着し、この町を守って、持続可能な中泊町の将来を託せる若手育成に本当に町当局は覚悟を持って臨んでいただかなければ、限界集落なり消滅集落なりが出てくると思いますので、そういう間違った施策でない方向を実現していただくようお願い申し上げまして一般質問を終わらせていただきます。

○議長（川山光則君） これをもちまして荒関議員の質問を終了します。

#### ◎散会の宣告

○議長（川山光則君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時43分

## 第2回中泊町議会定例会

令和 6年 6月 7日（金曜日）

### ○議事日程 第3号

- 1 報告第 4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
(令和5年度中泊町一般会計補正予算第12号について)
- 2 報告第 5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
(中泊町税条例等の一部改正について)
- 3 報告第 6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
(中泊町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について)
- 4 報告第 7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
(中泊町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について)
- 5 報告第 8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
(令和6年度中泊町一般会計補正予算第1号について)
- 6 議案第35号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について
- 7 議案第36号 中泊町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 8 議案第37号 令和6年度中泊町一般会計補正予算第2号について
- 9 議案第38号 令和6年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号について
- 10 議案第39号 令和6年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号について
- 11 議案第40号 令和6年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号について
- 12 議案第41号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更に関する

ついて

1 3 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について

○出席議員（13名）

1 番	鈴木	長一郎	君	2 番	田中	洋	君
3 番	成田	直人	君	4 番	秋元	隆	君
5 番	塚本	悦子	君	6 番	荒関	富雄	君
7 番	秋田	博	君	8 番	長利	司	君
9 番	兵庫	桂蔵	君	10 番	青山	雅晴	君
11 番	沖崎	勲	君	12 番	野上	憲幸	君
13 番	川山	光則	君				

○欠席議員（なし）

○出席説明員

副町長	横野彰吾君
教育長	鈴木信也君
総務課長	下山貴子君
財政課長	三上晃瑠君
総合戦略課長 補佐	鎌田知美君
町民課長	木元剛君
福祉課長	長谷川朱子君
環境整備課長	鈴木輝文君
農政課長	古川幹人君
水産商工観光 課長	山中哲哉君
小泊支所長	阿部弘喜君
教育課長	田中綾人君
税務会計課長	三上康栄君
上下水道課長	今芳文君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	長利香代子君
------	--------

総務課行政係  
総務課庶務係  
議会事務局

白川隼君  
大川朝央君  
瓜田雅也君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） 開会前に報告があります。本日、濱館町長及び越野総合戦略課長が諸事情により欠席となります。なお、越野総合戦略課長の代わりに鎌田総合戦略課長補佐が出席する申出がありましたので、これを許可したことをご報告します。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本日は議案の審議を行います。

◎日程第1 報告第4号

○議長（川山光則君） 日程第1、報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

三上財政課長。

○財政課長（三上晃瑠君） 報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

令和6年3月29日付で専決処分をいたしました専決第4号は、令和5年度中泊町一般会計補正予算第12号であります。

地方譲与税等の確定及び繰越明許費の追加等により、所要の予算補正を要することから、専決処分をしたものであります。

2ページを御覧願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億591万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億5,090万4,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。

それでは、最初に歳出についてご説明いたします。12ページを御覧願います。3、歳出。第2款総務費、第1項総務管理費、第14目財政調整基金費に財政調整基金積立金1億54万9,000円を計上しております。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第6目障害者福祉費では、令和

4年度障害者医療費国庫負担金交付額が確定したことに伴い、国庫支出金過年度分返還金535万7,000円を計上しております。

13ページを御覧願います。第6款農林水産業費から第10款教育費までは、起債及び地方創生臨時交付金等の精査による財源の組替え等によるものです。

次に、歳入についてご説明いたします。9ページにお戻り願います。2、歳入。第2款地方譲与税から、10ページを御覧願います。第14款国庫支出金まで、交付額の確定に伴い、それぞれ所要額の補正をしております。なお、第10款地方交付税につきましては、交付額が確定したことから、特別交付税で9,293万7,000円を計上しております。

令和5年度の普通交付税の総額は34億9,936万7,000円で、前年度と比較いたしますと8,583万8,000円の減、特別交付税では総額4億3,293万7,000円で、前年度と比較いたしますと6,798万2,000円の減となっております。

11ページを御覧願います。第15款県支出金から第22款自動車取得税交付金まで、交付額の確定に伴い、それぞれ所要額の補正をしております。

次に、繰越明許費補正についてご説明申し上げます。6ページにお戻り願います。第2表、繰越明許費補正、1追加で、第2款総務費、第1項総務管理費、マイナンバー制度対応事業、第3款民生費、第1項社会福祉費、価格高騰重点支援事業において、年度内にその支出が終わらないことから、翌年度に繰り越して使用するため、追加設定するものであります。

以上、令和5年度中泊町一般会計補正予算第12号についてご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第4号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号は承認することに決定しました。

◎日程第2 報告第5号

○議長(川山光則君) 日程第2、報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

三上税務会計課長。

○税務会計課長(三上康栄君) 報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明いたします。

令和6年4月17日付で専決処分いたしました専決第5号は、中泊町税条例等の一部改正についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月31日に公布されたことに伴い、条文の整備を要することから専決処分をしたものであります。

改正内容について、条例新旧対照表でご説明いたしますので、対照表の1ページを御覧願います。ページ上段の第51条、中段の第71条、下段の第139条の3において、大規模災害等が発生した場合などを想定し、職権による減免を可能とするため条文の整備をしたものであります。

2ページを御覧願います。附則第7条の5から第7条の7において、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設に伴い、条文の整備をしたものであります。令和6年度において、所得税3万円、住民税1万円の合わせて4万円を減税するものであります。

10ページを御覧願います。ページ上段の附則第10条の2において、一定のバイオマス発電設備の規定を追加するとともに、項ずれに対応するため、条文の整備をしたものであります。

ページ下段の附則第10条の3において、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定を追加するとともに、項ずれに対応するため、条

文を整備したものであります。

12ページを御覧願います。ページ中段の附則第11条から15条につきましては、適用年度の更新に伴い条文を整備したものであります。

16ページを御覧願います。ページ中段の附則第16条の3から20条の3につきましては、特別税額控除の対象となる所得割の額について、読替規定の追加に伴い条文を整備したものであります。

なお、本条例改正は公布の日から施行し、令和6年4月1日適用でございます。

以上で報告第5号、中泊町税条例等の一部改正についてご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第5号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第5号は承認することに決定しました。

### ◎日程第3 報告第6号

○議長（川山光則君） 日程第3、報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

三上税務会計課長。

○税務会計課長（三上康栄君） 報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

令和6年4月17日付で専決処分いたしました専決第6号は、中泊

町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてであります。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が一部改正されたことに伴い、条文の整備を要することから専決処分したものであります。

改正内容について、条例新旧対照表でご説明いたしますので、対照表の20ページを御覧願います。第2条中の適用期限を令和6年3月31日から令和9年3月31日まで3年の延長に伴い、条文の整備をしたものであります。

なお、本条例改正は公布の日から施行し、令和6年4月1日適用でございます。

以上、報告第6号、中泊町産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第6号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第6号は承認することに決定しました。

#### ◎日程第4 報告第7号

○議長（川山光則君） 日程第4、報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

三上税務会計課長。

○税務会計課長（三上康栄君） 報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

令和6年4月17日付で専決処分いたしました専決第7号は、中泊町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてであります。

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令が一部改正されたことに伴い、条文の整備を要することから専決処分したものであります。

改正の内容につきましては、条例新旧対照表でご説明いたしますので、対照表の21ページを御覧願います。第2条中、適用期限を令和6年3月31日から令和8年3月31日まで2年の延長に伴い、条文の整備をしたものであります。

なお、本条例改正は公布の日から施行し、令和6年4月1日適用でございます。

以上、報告第7号、中泊町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第7号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第7号は承認することに決定しました。

#### ◎日程第5 報告第8号

○議長（川山光則君） 日程第5、報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

三上財政課長。

○財政課長（三上晃瑠君） 報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

令和6年4月23日付で専決処分をいたしました専決第8号は、令和6年度中泊町一般会計補正予算第1号であります。

電算事務対策費不足のため、所要の予算補正を要することから、専決処分をしたものであります。

2ページを御覧願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ685万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億1,385万4,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。

それでは、最初に歳出についてご説明いたします。6ページを御覧願います。3、歳出。第2款総務費、第1項総務管理費、第12目電算事務対策費、13節使用料及び賃借料に、職員使用の事務用パソコン更新リース料から財務会計・電子決裁サーバ更新リース料まで、合計で685万4,000円を計上しております。

次に歳入についてご説明いたします。5ページにお戻り願います。2、歳入。第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に、今回の補正財源として685万4,000円を計上しております。

以上、令和6年度中泊町一般会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第8号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第8号は承認することに決定しました。

◎日程第6 議案第35号

○議長(川山光則君) 日程第6、議案第35号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上税務会計課長。

○税務会計課長(三上康栄君) 議案第35号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本改正条例は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴う基礎課税限度額の引上げ及び低所得者に係る軽減判定所得の改正と、町独自の改正として一時的に保険税の引下げを行うため、条例の一部を改めるものであります。

内容につきましては、条例新旧対照表でご説明いたしますので、対照表の23ページを御覧願います。ページ中段の第2条第3項において、後期高齢者支援金の賦課限度額を22万円から24万円に引き上げるものであります。

ページ下段の第23条につきましては、24ページを御覧ください。減額措置に係る軽減判定所得の見直しにより、後期高齢者支援金の限度額を22万円から24万円へ、第2項では5割軽減の方の判定基準額が29万円から29万5,000円へ、25ページを御覧ください、第3項では2割軽減の方の判定基準額が53万5,000円から54万5,000円へ改正されております。

26ページを御覧ください。令和6年度に限り町独自の改正として、附則にて国民健康保険税に係る均等割の額を半額に、平等割の額をゼロ円としております。

具体的には、均等割に関しまして、医療一般分の場合は1万9,800円から9,900円へ、後期高齢者支援分の場合は9,600円から4,800円へ、介護納付分の場合は1万2,000円から6,

000円へと半額へ引き下げ、2割、5割、7割軽減の方もそれぞれの割合で半額へ引き下げております。

平等割に関しましては、医療一般分、後期高齢者支援分、介護納付分の全てにおきましてゼロ円としております。

本条例改正は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用すると規定しております。

附則に関しましては、国保事業の運用状況を鑑み、1年ごとに見直しを行いまして、国民健康保険運営協議会の協議を経て改正していく予定でございます。

以上で議案第35号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第36号

○議長（川山光則君） 日程第7、議案第36号 中泊町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

長谷川福祉課長。

○福祉課長（長谷川朱子君） 議案第36号 中泊町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正

についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの27ページを御覧ください。今回の条例改正は、令和6年1月に公布された省令、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に対応するものであります。

次のページを御覧ください。本条例は、第1条から第4条までの構成となっており、第1条が中泊町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、44ページを御覧ください。第2条が中泊町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正、51ページを御覧ください。第3条が中泊町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正、57ページを御覧ください。第4条が中泊町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正となっております。

本条例の主な改正内容について、条例等新旧対照表によりご説明申し上げます。

第1条の改正についてご説明申し上げます。条例等新旧対照表の29ページを御覧ください。第7条では、介護施設における管理者の兼務範囲について、同一の建物または隣接している事業所に限定していたものを、同一の建物または隣接している事業所以外の場合も認める改正内容となっております。この改正は、第2条及び第4条の条例において対象となる事業について、同様に改正されております。

次のページを御覧ください。第24条では、新たに第8号と第9号を追加し、第8号では介護員等が定期的に利用者のもとを巡回する際には、当該利用者または他の利用者等の命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと、第9号では緊急時やむを得ず身体的拘束等を行う場合の記録を義務づけする改正内容となっております。

なお、この改正は、第2条、第3条及び第4条の条例において対象となる事業について、同様に改正されております。

32ページを御覧ください。第34条では、新たに第3項を追加し、

施設で受けられるサービスの内容等を記載した重要事項をウェブサイトに掲載するよう改正されております。

なお、この改正は、第2条、第3条及び第4条の条例において対象となる事業について、同様に改正されております。

52ページを御覧ください。第92条では、新たに第7号を追加し、身体的拘束等を適正化するための基準を検討する委員会の設置を義務づけする改正内容となっております。

なお、この改正は、第2条の条例において対象となる事業について、同様に改正されております。

53ページを御覧ください。第106条の2を新たに追加し、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づけする改正内容となっております。

なお、この改正は、第2条の条例において対象となる事業について、同様に改正されております。

66ページから67ページを御覧ください。第172条では、新たに第2項から第5項を追加し、協力医療機関との連携の見直し及び新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携について定める改正内容となっております。

なお、この改正は、第2条の条例において対象となる事業について、同様に改正されております。

次に、第4条の改正についてご説明申し上げます。条例と新旧対照表の115ページを御覧ください。第5条を第3条とし、介護支援専門員1人当たりの取扱い件数の緩和について定める改正内容となっております。

提出議案書つづりの65ページを御覧ください。附則第1条は、施行期日についての規定であります。本改正は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものであります。また、重要事項等の掲示に係る経過措置を令和7年3月31日まで設ける内容となっております。

附則第2条については、身体的拘束等の適正化に係る経過措置を設け、令和7年3月31日まで努力義務とする内容となっております。

附則第3条については、利用者の安全並びに介護サービスの質の確

保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置を設け、令和9年3月31日まで努力義務とする内容となっております。

附則第4条については、協力医療機関との連携に関する経過措置を設け、令和9年3月31日まで努力義務とする内容となっております。

以上、議案第36号 中泊町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第37号

○議長（川山光則君） 日程第8、議案第37号 令和6年度中泊町一般会計補正予算第2号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上財政課長。

○財政課長（三上晃瑠君） 議案第37号 令和6年度中泊町一般会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,487万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億3,873万2,000円とするものであります。

各費目の2節給料、3節職員手当等、4節共済費及び18節負担金、

補助及び交付金、また27節特別会計繰出金にそれぞれ人件費の調整額を計上いたしておりますが、これらは4月の職員人事異動等に伴うものでございますので、歳出の款を追っての説明は省略させていただきます。

それでは、最初に歳出についてご説明申し上げます。8ページを御覧願います。3、歳出。第2款総務費、第1項総務管理費、9ページを御覧願います、第6目企画費、10ページを御覧願います、10節需用費で、町総合福祉健康センター湯らば一くは、本年2月から供用開始しておりますが、2月から4月までの光熱水費の使用量を勘案して年間の使用見込み量を精査したことから、電気料844万1,000円を減額し、水道料に845万1,000円を追加計上しております。

12節委託料に、令和8年度から10年間の計画期間となる町の最上位計画である第3次中泊町長期総合計画等の策定事業について、今年度から2か年の期間で策定する計画とし、今年度分の策定支援事務費716万1,000円を、当町の地域おこし協力隊員に応募を検討する方を対象とした体験実施事業として、お試しプログラム実施業務100万7,000円を計上しております。

11ページを御覧願います。18節負担金、補助及び交付金に、当町への移住者を対象とし、その方が町空き家情報登録、空き家バンク登録台帳に登録した家屋を改修する際の補助金等として、空き家利活用促進事業110万円を計上しております。

第2項徴税费、12ページを御覧願います、第3目緊急対策費、18節負担金、補助及び交付金に、国の新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として、定額減税し切れないと見込まれる方への調整給付金9,601万8,000円を計上しております。

13ページを御覧願います。第3款民生費、第1項社会福祉費、第8目緊急対策費に、令和6年度に新たに対象となった住民税均等割非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯への給付と、子育て世帯へ加算給付する令和6年度分の価格高騰重点支援事業に係る事務経費として、3節職員手当等から12節委託料まで合計で131万1,000円を、14ページを御覧願います。支援給付金として第18節負担金、補助及び交付金に交付金8,160万円を計上しております。

第2項児童福祉費、第2目児童措置費、12節委託料に、国の制度改正により児童手当支給対象を高校生までに拡充する等に伴う児童手当システム改修181万9,000円を計上しております。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費、12節委託料に、令和6年度から原則65歳以上を対象とした新型コロナウイルスワクチン任意予防接種に係る経費2,407万円を計上しております。

19ページを御覧願います。第9款消防費、第1項消防費、20ページを御覧願います。第3目消防施設費、14節工事請負費に、小泊地域の消火栓2基分の改修工事199万4,000円を計上しております。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、12節委託料に、21ページを御覧願います。教員の働き方改革に当たり、中里中学校とこども園にICT活用による業務改善のための統合型校務支援システムを導入する等の経費496万4,000円を計上しております。

次に、歳入の主なものについてご説明申し上げます。7ページにお戻り願います。2、歳入では、歳出の関連において、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費補助金に、令和6年度分の価格高騰重点支援事業と定額減税し切れないと見込まれる方への調整給付金事業に係る国交付金として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億7,892万3,000円を、第2目民生費補助金に、国の制度改正により児童手当システム改修等に係る子ども・子育て支援事業費補助金226万3,000円を計上しております。

第15款県支出金、第2項県補助金、第1目総務費補助金に、核燃料物質等取扱税交付金3,171万4,000円を、第7目教育費補助金に、県の補助金制度が変更となったことから、公立学校情報機器整備費補助金112万2,000円を減額し、統合型校務支援システム導入等に係る学校における働き方改革推進事業費補助金250万円を計上しております。

第18款繰入金、第1項基金繰入金、第5目合併振興基金繰入金に、第3次中泊町長期総合計画等の策定に係る合併振興基金繰入金405万円を計上しております。

第20款諸収入、第5項雑入、第1目雑入で、原子力施設立地振興

対策事業費補助金制度が令和5年度で終了したことから2,100万円を減額し、令和6年度から原則65歳以上を対象とした新型コロナウイルスワクチン任意予防接種に係る助成金2,415万3,000円を、令和4年度に交付を受けた方からの起業・創業チャレンジ支援事業支援金返還金300万円を計上しております。

次に、債務負担行為補正についてご説明申し上げます。4ページにお戻り願います。第2表、債務負担行為補正、1、追加では、長期総合計画等策定支援業務において、期間を令和6年度から令和7年度までとし、限度額を1,480万6,000円に追加設定するものであります。

以上、議案第37号 令和6年度中泊町一般会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、秋元議員。

○4番（秋元 隆君） 民生費になるのかな、昨日の明鏡欄に斎場の備品等について記載がありましたけれども、予算措置はどういうふうになっているのか確認したいのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（川山光則君） 鈴木環境整備課長。

○環境整備課長（鈴木輝文君） 斎場の備品等についてですけれども、今年度につきましては特に予算措置はしておりません。ただし、昨日の新聞記事の内容と理解しておりますけれども、朝私も新聞記事のほう確認させていただきまして、早速朝、斎場の予約も入っておりましたので、朝一現況を確認しまして、状況については対応させていただいております。そういう状況でございます。

以上です。

○議長（川山光則君） よろしいですか。

秋元議員。

○4番（秋元 隆君） そうすれば、備品の椅子等についてはまだガムテープを貼った状況ということですか。それとも、新しいのに取り替えたとか、そういうことでしょうか。

○議長（川山光則君） 鈴木環境整備課長。

○環境整備課長（鈴木輝文君） テープを貼っている椅子については、もう撤

去済みでございます。ただ、新しい椅子ではございませんが、違う椅子を準備いたしまして、それを斎場のほうに設置している状況でございます。

○議長（川山光則君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第38号

○議長（川山光則君） 日程第9、議案第38号 令和6年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

木元町民課長。

○町民課長（木元 剛君） 議案第38号 令和6年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

事業勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,923万円とし、診療施設勘定の補正予算は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,015万4,000円とするものであります。

歳入歳出予算の主な補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により事業勘定からご説明いたしますが、人件費に係る説明については省略させていただきます。

6 ページを御覧ください。3、歳出。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、12節委託料に保険証等のレイアウト変更に係るシステム改修経費69万3,000円を計上しております。

5 ページを御覧ください。歳入の補正は歳出との関連で、2、歳入、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金に社会保障・税番号システム整備費補助金69万3,000円を計上し、第6款繰入金、第1項一般会計繰入金に職員給与費等繰入金4万5,000円を計上しております。

以上で事業勘定の説明を終わらせていただきます。

続きまして、診療施設勘定についてご説明申し上げます。9 ページを御覧ください。3、歳出。第1款総務費、第1項医療施設管理費、第1目一般管理費、12節委託料に既存の廃棄物保管庫の移設及び新規保管庫の設置費用28万4,000円を計上しております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。8 ページを御覧ください。2、歳入。第5款諸収入、第1項受託事業収入に、麻疹及び風疹等予防接種代金12万6,000円を計上しております。

以上で、議案第38号 令和6年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第39号

○議長（川山光則君） 日程第10、議案第39号 令和6年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

長谷川福祉課長。

○福祉課長（長谷川朱子君） 議案第39号 令和6年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

2ページを御覧ください。今回の補正予算は、介護認定者の再リース契約を締結するため、債務負担行為を追加するものであります。

期間は令和6年度から令和7年度まで、限度額は39万6,000円と定めております。

以上、議案第39号 令和6年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 議案第40号

○議長（川山光則君） 日程第11、議案第40号 令和6年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

今上下水道課長。

○上下水道課長（今 芳文君） 議案第40号 令和6年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

収益的支出の既決予算額に64万3,000円追加し、総額2億9,207万6,000円とするものです。

2ページをお開き願います。補正予算実施計画説明書によりご説明いたします。それでは、支出についてご説明いたします。第1款水道事業費用、第1項営業費用、第4目総係費で、1節及び2節、3節、5節、28節にそれぞれ人事異動に伴う職員人件費として、合計64万3,000円を計上いたしております。

以上、議案第40号 令和6年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第12 議案第41号

○議長（川山光則君） 日程第12、議案第41号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

下山総務課長。

○総務課長（下山貴子君） 議案第41号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの67ページを御覧ください。今年度から導入さ

れる国税である森林環境税の賦課徴収は、市町村において個人住民税均等割と併せて行うことから、青森県市町村総合事務組合の共同処理する市町村税等の滞納整理に関する事務に森林環境税に係る徴収金を加えるため、所要の規約変更について議会の議決を求めるものであります。

規約の変更内容につきましては、条例等新旧対照表でご説明いたしますので、条例等新旧対照表の127ページを御覧願います。別表第2第10号イの項中、「徴収金」の次に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第2条第5号に規定する森林環境税に係る徴収金」を加えております。

以上で議案第41号 青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についての説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について

○議長（川山光則君） 日程第13、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項についてを議題にします。

お諮りします。次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託したいと思

ます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託することに決定しました。

◎発言の訂正

○議長(川山光則君) 上下水道課長の今課長から、ちょっと訂正がありますので。

どうぞ。

○上下水道課長(今 芳文君) 議案第40号の収益的支出の総額2億9,207万6,000円と申しあげましたけれども、訂正させていただきます。2億9,270万6,000円に訂正いたしたいと思います。よろしくお願いします。

◎閉会の宣告

○議長(川山光則君) 今定例会に上程されました全議案について長時間にわたり慎重にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして令和6年第2回中泊町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時56分

上記会議のてん末を記載しその相違ないことを証するため  
ここに署名する。

議 長 717 小 光 剛

署名議員 林 田 博

署名議員 長 利 司